

当社原子力発電所におけるケーブルの不適切な敷設事例

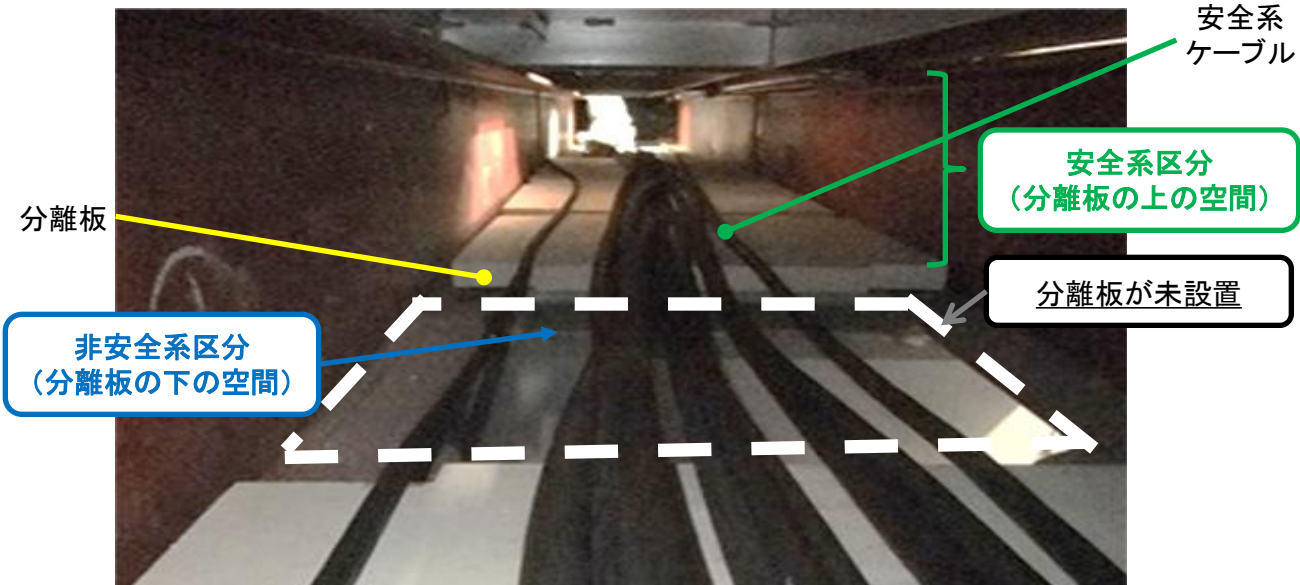
《中央制御室の床下》

【事例①】 分離板が適切に設置されていなかった事例

〔本来の状態〕 分離板は損傷等がなく適切な位置に設置されている

〔今回の事例〕 安全系ケーブルへの火災時の延焼を防護する分離板が、未設置、撤去、損傷等がある状態のため、隣接する区分間の火災防護上の分離がなされていない

【東通1号機の事例】

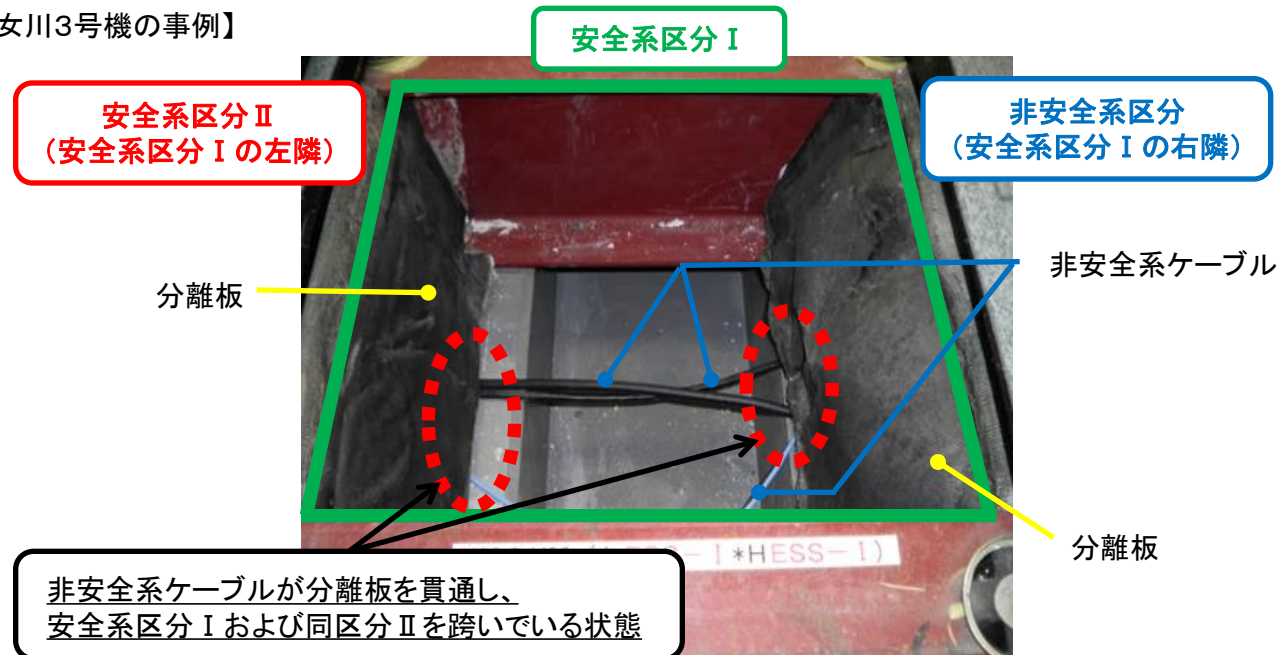


【事例②】 非安全系ケーブルが複数の安全系区分に跨いで敷設されていた事例

〔本来の状態〕 非安全系ケーブルは非安全系区分に敷設されている

〔今回の事例〕 非安全系ケーブルが複数の安全系区分に跨いで敷設されている状態のため、安全系区分間の火災防護上の分離がなされていない

【女川3号機の事例】



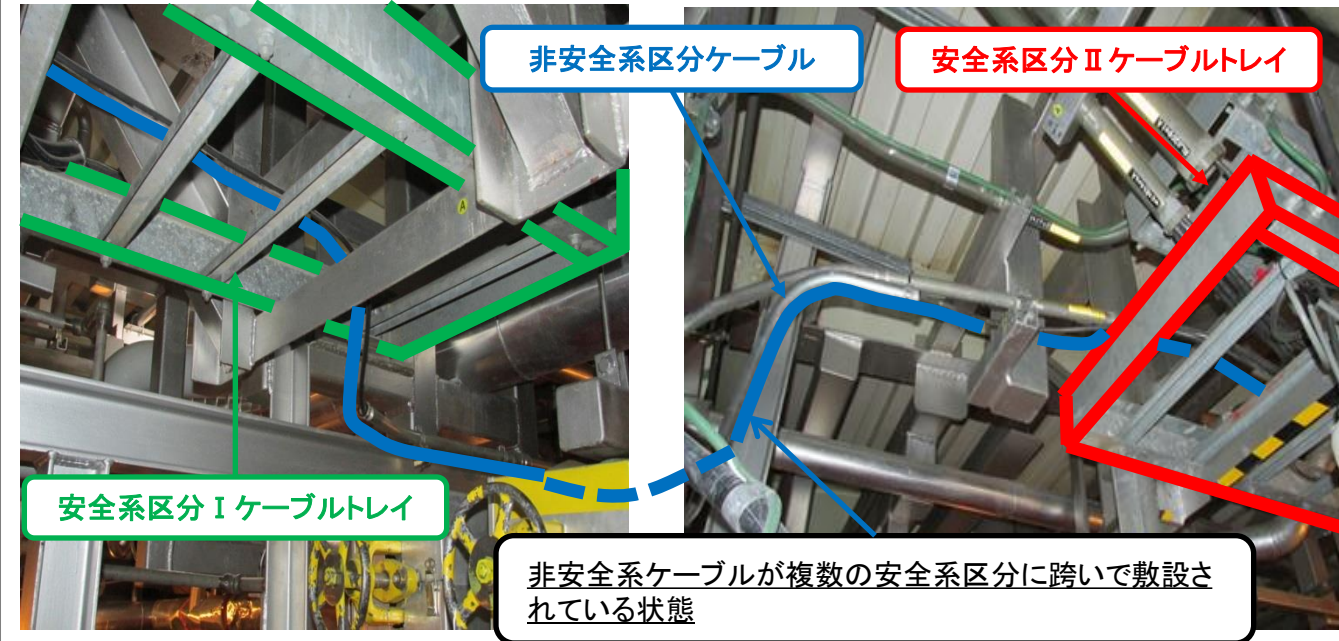
《現場ケーブルトレイ(中央制御室の床下以外)》

【事例③】 非安全系ケーブルが複数の安全系区分に跨いで敷設されていた事例

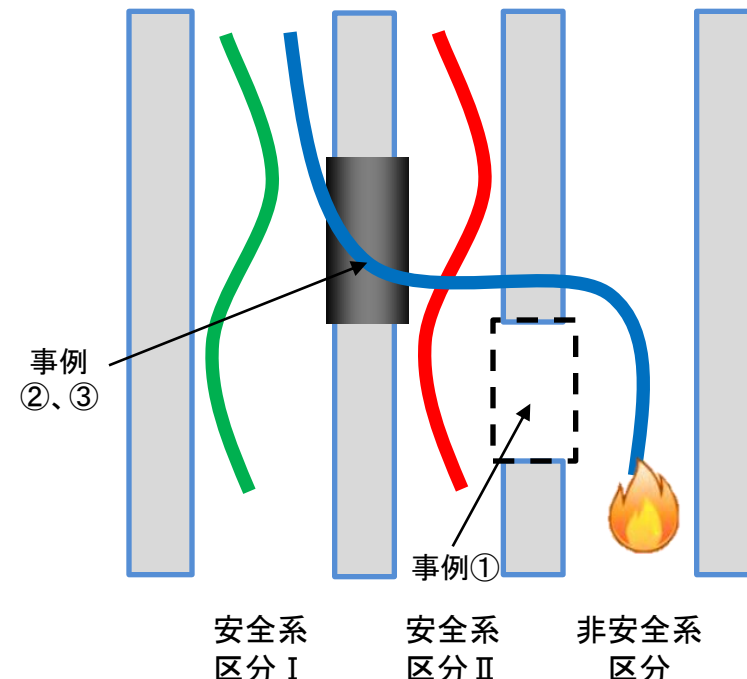
〔本来の状態〕 非安全系ケーブルは非安全系区分に敷設されている

〔今回の事例〕 非安全系ケーブルが複数の安全系区分に跨いで敷設されている状態のため、安全系区分間の火災防護上の分離がなされていない

【女川1号機の事例】



〔参考〕 ケーブルの不適切な敷設による影響(例)



- 分離板
- 安全系区分 I ケーブル
- 安全系区分 II ケーブル
- 不適切なケーブル (非安全系区分ケーブル)

〔不適切な敷設状態例〕

- 分離板の損傷等
- 非安全系ケーブルが複数の安全系区分に跨いでいる

↓
万が一、安全系区分 II ケーブル (赤色) または非安全系ケーブル (青色) で火災が発生した場合、隣接する安全系区分 I ケーブル (緑色) まで影響を受ける可能性がある